

認知症診断助成制度に関する検討事項

<合意事項>

1. 神戸市認知症診断助成制度について

○二段階方式の認知症診断制度

- ・第1段階：認知機能検診（医療機関で個別実施）

対象：受診券を持参した者（65歳以上の市民が申請し郵送）

市民負担：無料

検査ツール：改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）

BPSD等：問診票①

日常生活動作評価：問診票②（地域包括ケアシステムにおける認知症

アセスメントシート：DASC-21）

診断結果票：認知症疑いか否かを診断。

- ・第2段階：認知機能精密検査（保険診療）

対象：第1段階の医療機関発行の「精密検査依頼書」を持参した者

市民負担：保険診療の自己負担金を償還払いで助成

必須項目：形態画像検査（頭部CTあるいは頭部MRI）、神経心理検査（MMSE等）、血液検査、日常生活動作検査（第1段階のDASC-21をもとに診察中に評価）

診断結果票：認知症（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、その他の認知症（病名を記載））、軽度認知障害（MCI）、認知症でない、に分けて診断。

- 第1段階および第2段階の医療機関リスト、各種書類等の作成は神戸市医師会等と検討

2. 事故救済制度に関する認知症の診断方法について（診断制度開始後の運用）

(1) 事故が起こる前に認知症の診断を受けている場合

<給付金（見舞金）制度>

- ①神戸市の診断制度（第2段階の医療機関）で認知症と診断を受けた場合は対象とする。

- ②かかりつけ医の紹介、認知症初期集中支援チームの事例、若年発症のケースで認知症疾患医療センターでの診断を受けた場合は対象とする。

③市外の医療機関で認知症と診断を受けた場合は、認知症の専門医（日本認知症学会、日本老年精神医学会の専門医）に限って対象とする。

<賠償責任保険制度>

給付金制度と同じ（ただし、③の場合は、転入して市民となった者に限る）。

(2) 事故が起こる前に認知症の診断を受けていない場合

<給付金（見舞金）制度>

①事故後に認知症疾患医療センター等に依頼して精密検査を受け、認知症と診断された場合は対象とする。

※ただし、認知症の方が死亡された場合は、

- ・事故以前に受診しており、診療録に認知症疑いの病名がある、あるいは、介護保険主治医意見書に認知症に関する病名の記載がある等の場合は、（仮称）事故救済制度に関する給付金判定部に委ねる。
- ・認知症の可能性のある行動があったものの、事故までに未受診の場合は対象としない。

<賠償責任保険制度>

事故後の診断は対象としない（事前診断・事前登録が必要）

(3) その他

①神戸市の認知症診断制度開始前に、既に認知症の診断を受けている場合は、疾患名が記載された診断書（統一した診断書の書式）を提出することで事故救済制度の対象とする（ただし、賠償責任制度は診断制度開始から3年間登録可）。

②治る認知症の診断の場合、賠償責任保険への加入することは可能であるが、治療して認知症が治った場合は、申告して脱退手続きをする。

③賠償責任保険に加入している市民が市外に転出する場合も、申告して脱退手続きをする。（年1回、職権により役所で確認して通知は行う。）

④改正道路交通法における認知機能検査制度とは連携していない。神戸市の認知症診断制度の結果に関わらず、公安委員会からの診断書提出などの指示には従うよう周知する。

<報告事項>

○神戸市医師会との協議状況

○認知症疾患医療センターとの協議状況

<検討事項>

○認知症疾患医療センターを紹介なしに受診し、認知症と診断された者は助成金の対象外であるが、賠償責任保険とGPS利用の対象とする。

○第2段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の市内の認知症の専門医（日本認知症学会専門医あるいは日本老年精神医学会専門医）に認知症と診断された者は賠償責任保険とGPS利用の対象とする。（市外の者は対象と決定している。助成金は対象外。）

○給付金の支給は判定部会で判定するが、給付金の支給判定に必要な診断（事故後の診断）を市内の認知症疾患医療センターで行う。事後の検査は、診断結果に関わらず助成金の対象とする。

○制度開始前に国内医療機関で診断を受けている者は、制度開始後3年間は、統一書式の診断書を提出することで、事故救済制度の対象者としたが、まずは1年間（当面、平成32年3月まで）の登録として広報を推進する。

○経過措置として、事故救済制度開始後1年間（平成32年3月まで）は、第2段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で行った認知症検査の結果、認知症と診断された者は、賠償責任保険とGPS利用の対象とする。（助成金は対象外。）